

雇用調整助成金の不正受給に関する愛知労働局への自主申告について

この度、当社が2020年4月から2022年4月まで受給しておりました雇用調整助成金に関し、当社の中部営業本部管内の一支店（以下「当該支店」といいます。）において、不正受給の事実が判明いたしました。これを受け、当社は、本日、愛知労働局に対し、その旨の自主申告をいたしましたので、その内容について、下記のとおり、ご報告申し上げます。

関係者の皆様に対し多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1 発覚の経緯

本年5月、愛知労働局より、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下、併せて「雇用調整助成金等」といいます。）の不正受給の疑義に関する指摘を受けたことから、当社は、外部法律事務所の弁護士等の協力も得て社内調査を継続しておりましたところ、本年10月、今般の事案が発覚いたしました。

2 事案概要

当該支店では、2020年4月時点で、実際には従業員が出勤していたにもかかわらず、休業・教育訓練日であった旨の申請をするなどして、雇用調整助成金を不正に受給していた事案が確認されました。

現時点までの調査において、上記態様の不正は、2020年4月から2022年4月までの期間の当該支店の全申請件数2,073件のうち、144件で行われていたと当社は判断し、愛知労働局に対し、その旨の申告を行っております。

3 今後の対応

今後、当社としては、当該支店における不正受給のさらなる詳細、不正受給が生じた原因、他支店における不正受給の有無等、全容の解明に向けた調査を進める方針です。また、愛知労働局の判断を仰ぎながら、当社が受給した雇用調整助成金等の返還等、適切な対応を進めてまいります。

*雇用調整助成金等の不正受給を労働局が認定した場合、その時点以降に事業主に支給された助成金の全部の返還が基本的に求められることになっているため、当社は、不正受給の存在が確認されていない他支店受給分を含め、受給した雇用調整助成金等の全額を返還する見込みです。

以 上